

カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案(衆第三五号)(衆

議院提出)要旨

本法律案は、昭和四十三年に九州地方を中心に発生したカネミ油症事件をめぐる損害賠償請求訴訟において、国が支払った仮払金の返還に係る債権の債務者が当該事件による被害の発生から現在までの間に置かれてきた状況及びその債務者の多くが高齢者となっていることを踏まえ、早期に当該債権の免除を行うことができるようにすることの緊要性にかんがみ、「国の債権の管理等に関する法律」の特例を定めるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、歳入徴収官等は、国の債権の管理等に関する法律第三十二条第一項の規定にかかわらず、カネミ油症事件関係仮払金返還債権について、当該債権の債務者がこの法律で定める収入及び資産に係る基準に該当する場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。
- 二、一の適用に当たっては、債務者の置かれている状況に配慮する。
- 三、租税その他の公課は、一による免除を受けた場合における経済的利益を標準として課することができない。

い。

四、この法律は、公布の日から施行する。